

令和3年6月18日

本市におけるイベント開催制限、施設の使用制限のあり方について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

国から6月17日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項などについて」にて、8月末までの重点措置区域である都道府県の催物の開催制限等について示されました。また、国の取り扱いを受け令和3年6月18日付けで神奈川県実施方針が改定されました。

本市では、令和3年6月18日付け「まん延防止等重点措置に伴う本市行政運営方針について」により行政運営をしていくこととしたところですが、本市主催イベントの開催制限、本市が管理する市民利用施設の使用制限については原則として国の事務連絡に基づき下記の通り行っていくものとします。

なお、指定管理者が実施するイベント、施設等についても同様の取扱いを原則とします。

【イベントの開催制限の目安】

(人数上限)

5,000人以下で開催する。

(収容率)

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等)は100%以内(席がない場合は適切な間隔)とする。

大声での歓声・声援等が想定されるもの(ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント)は50%以内(席がない場合は十分な間隔)とする。

【施設の使用制限の目安】

5,000人とする。

(例) スポーツセンター、市民館、図書館、文化施設、及び施設に付帯する会議室等

※留意事項

既予約分については、利用者との調整が困難な場合はこの限りではない。